

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開について

当法人では介護職員等に対して介護職員等特定処遇改善加算を取得し、介護職員等の賃金改善に努めています。

算定要件として下記の要件を満たしている必要があります。

- 1、処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること
- 2、職場環境要件について「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた取組」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の区分でそれぞれ1つ以上取組んでいること
- 3、賃金以外の処遇改善の取組みの「見える化」を行っていること

### 【処遇改善に関する具体的な取組み内容（賃金改善を除く）】

区分	内容
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	5S 活動(整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の確保